

賃貸集合住宅における LP ガス料金の情報提供に関する依頼文書

(令和 7 年 3 月 12 日付)

- (1) 経済産業省から国土交通省への協力依頼
- (2) 国土交通省から賃貸住宅関係団体への周知依頼
- (3) 国土交通省から不動産仲介等関係団体への周知依頼

令和 7 年 3 月 1 2 日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 御中
参事官（不動産管理業） 御中
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供について（協力依頼）

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってから L P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和 3 年 6 月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者への L P ガス料金の情報提供を依頼する通知を发出了しました（昨年 2 月 2 9 日には再周知に係る通知を发出）。

その後、昨年 4 月 2 日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に係る法令を改正・公布しました。これにより、昨年 7 月 2 日、「L P ガス料金等の情報提供」に係る規律が施行され、消費者が賃貸借契約を締結する前に、L P ガス料金の多寡を知った上での入居を可能とする仕組みが法定化されたところです（改正法令等については添付資料ご参照ください）。

国土交通省におかれましては、当該液石法令の改正趣旨等について、昨年 5 月 1 7 日付けで、貴省所管の業界関係者に対して周知頂いているところですが、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々に L P ガス料金等の情報を提供するにあたっては、不動産関係者の協力が欠かせないことも踏まえ、改めて、貴省所管の関係者に対し、下記内容について周知していただくようお願いいたします。

記

昨年 7 月 2 日の改正液石法令施行により、L P ガス事業者から、L P ガス料金表等の情報が不動産関係者に対してあらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該 L P ガス料金表等の情報を適切に提供すること。（なお、L P ガス料金表等の情報があらかじめ L P ガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者に対し、L P ガス事業者に直接要請を行うことにより L P ガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）

以上

(参考 1) 液石法施行規則・抜粋

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 (略)

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

(参考 2) 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(ガイドライン)
(令和 6 年 7 月 2 日改訂・資源エネルギー庁) 抜粋

3. LPガス事業者が留意すべき事項

(2) 賃貸集合住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。

このため、LPガス事業者は、消費者がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、当該不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある（液石法施行規則第16条第15号の2）。

- ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
- ② 不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
- ② 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（液石法施行規則第16条第15号の2）。

なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。

(参考3) LPガス料金表の参考例

LPガス料金表 (例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等：

販売事業者名

連絡先 (電話番号)：

[料金内訳 (月額、消費税込み)]

基本料金： 〇〇〇〇円

従量料金： 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

設備料金： 該当なし

算出方法：

原料費調整制度 現時点の調整額： 〇〇〇円
による調整額： 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
ください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

[上記料金による使用量別料金早見表 (単位：円／月 (消費税込み))]

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上

LPガス料金 を契約前に確認しましょう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。

LPガス料金表

基本料金		X,XXX 円
従量料金	0~5m ³	XXX 円
"	5.1~10m ³	XXX 円
"	10.1~40m ³	XXX 円
"	40.1m ³ ~	XXX 円
設備料金		X,XXX 円

え？
LPガス料金って
こんなにするの？！

料金が低い ⚠️ と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者(消費者)に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者(消費者)が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン

い や や
1 8 8



へご相談ください



事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 12 日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供について（周知依頼）

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和 3 年 6 月に資源エネルギー庁からの依頼を受け「賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い」の周知をお願いし、昨年 2 月 2 9 日には再周知に係るお願いをしたところですが、この度、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、消費者（借主）が入居前に L P ガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという消費者（借主）の利益保護を図る観点から、消費者（借主）が L P ガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、管理する賃貸集合住宅について、L P ガス事業者から料金等の記載がある資料（「L P ガス料金表」等）の情報提供があった場合には、当該物件の媒介を行う宅地建物取引業者や、管理を行う不動産管理会社に対し、当該資料について情報提供を行うよう、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

また、賃貸集合住宅の所有者及び不動産管理会社が宅地建物取引業者の媒介によらず直接、入居者と賃貸借契約を締結する場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、予め情報提供をするようお願いいたします。

なお、L P ガス料金表等の情報があらかじめ L P ガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者（借主）に対し、L P ガス事業者に直接要請を行うことにより L P ガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、必要に応じて情報提供いただきますようご協力をお願いいたします。

以 上

令和7年3月12日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 御中
参事官（不動産管理業） 御中
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（協力依頼）

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってからLPガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和3年6月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者へのLPガス料金の情報提供を依頼する通知を発出しました（昨年2月29日には再周知に係る通知を発出）。

その後、昨年4月2日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に係る法令を改正・公布しました。これにより、昨年7月2日、「LPガス料金等の情報提供」に係る規律が施行され、消費者が賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とする仕組みが法定化されたところです（改正法令等については添付資料ご参照ください）。

国土交通省におかれましては、当該液石法令の改正趣旨等について、昨年5月17日付けで、貴省所管の業界関係者に対して周知頂いているところですが、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々にLPガス料金等の情報を提供するにあたっては、不動産関係者の協力が欠かせないことも踏まえ、改めて、貴省所管の関係者に対し、下記内容について周知していただくようお願いいたします。

記

昨年7月2日の改正液石法令施行により、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報が不動産関係者に対してあらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）

以上

(参考 1) 液石法施行規則・抜粋

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 (略)

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

(参考 2) 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(ガイドライン)
(令和 6 年 7 月 2 日改訂・資源エネルギー庁) 抜粋

3. LPガス事業者が留意すべき事項

(2) 賃貸集合住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。

このため、LPガス事業者は、消費者がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、当該不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある（液石法施行規則第16条第15号の2）。

- ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
- ② 不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
- ② 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（液石法施行規則第16条第15号の2）。

なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。

(参考3) LPガス料金表の参考例

LPガス料金表 (例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等：

販売事業者名

連絡先（電話番号）：

[料金内訳（月額、消費税込み）]

基本料金： 〇〇〇〇円

従量料金： 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

設備料金： 該当なし

算出方法：

原料費調整制度 現時点の調整額： 〇〇〇円

による調整額： 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
ください。（該当がない場合は、「該当なし」と記載。）

[上記料金による使用量別料金早見表（単位：円／月（消費税込み））]

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上

LPガス料金 を契約前に確認しましょう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。

LPガス料金表	
基本料金	X,XXX 円
従量料金	0~5m ³ XXX 円
"	5.1~10m ³ XXX 円
"	10.1~40m ³ XXX 円
"	40.1m ³ ~ XXX 円
設備料金	X,XXX 円

え？
LPガス料金って
こんなにするの？！

料金が低い ⚠ と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者(消費者)に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者(消費者)が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン



へご相談ください



事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 12 日

各業界団体の長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供について（再周知依頼）

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

L P ガスが供給される賃貸集合住宅において、入居者は、入居後に L P ガス料金を知ることが多く、また、入居者が L P ガス事業者を選択できず特定の L P ガス事業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後に L P ガス料金を巡るトラブルが発生していること等を受け、消費者が賃貸集合住宅の入居前に L P ガス料金の多寡を知ったうえで入居することを可能とする観点等から、資源エネルギー庁において、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（以下「液石法施行規則」という。）を改正し、L P ガス事業者においては、賃貸集合住宅の入居希望者から L P ガス事業者に対して直接 L P ガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付けるとともに、不動産関係者を通じて入居希望者に対し、L P ガス料金を事前提示することとされました。この改正内容は令和 6 年 7 月 2 日に施行されています。

令和 6 年 2 月に国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対して L P ガス料金について情報提供を行うことを依頼しておりましたが、今般、別添 1 のとおり、改めて国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対して L P ガス料金について情報提供を行うことを依頼いたしました。

令和 6 年 2 月及び令和 6 年 5 月に、国土交通省不動産・建設経済局より、貴団体に対し、それぞれ別添 2 及び別添 3 のとおり、L P ガス料金の情報提供及び L P ガスの商慣行是正に向けた制度見直しについて周知をお願いしておりましたが、L P ガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるようにするため、今般、下記の事項に関して、改めて貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

記

液石法施行規則の改正により、消費者が賃貸借契約を締結する前に L P ガス料金の多寡を知った上で入居することを可能とする仕組みが法定化され、L P ガス事業者から、L P ガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることも踏まえ、L P ガスが供給される賃貸集合住宅について、賃貸借の仲介を行う宅地建物取引業者が、入居募

集中の賃貸集合住宅の物件に関し、当該賃貸集合住宅を管理する所有者又は不動産管理会社から、当該物件に係るＬＰガス事業者名、連絡先、料金等の記載がある資料（ＬＰガス料金表等）の提供を受けている場合には、当該資料について、入居希望者に対し、あらかじめ、情報提供すること。（なお、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめＬＰガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の入居希望者に対し、ＬＰガス事業者に直接要請を行うことによりＬＰガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 12 日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（周知依頼）

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和3年6月に資源エネルギー庁からの依頼を受け「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」の周知をお願いし、昨年2月29日には再周知に係るお願いをしたところですが、この度、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、消費者（借主）が入居前にLPガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという消費者（借主）の利益保護を図る観点から、消費者（借主）がLPガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、管理する賃貸集合住宅について、LPガス事業者から料金等の記載がある資料（「LPガス料金表」等）の情報提供があった場合には、当該物件の媒介を行う宅地建物取引業者や、管理を行う不動産管理会社に対し、当該資料について情報提供を行うよう、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

また、賃貸集合住宅の所有者及び不動産管理会社が宅地建物取引業者の媒介によらず直接、入居者と賃貸借契約を締結する場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、予め情報提供をするようお願いいたします。

なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者（借主）に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、必要に応じて情報提供いただきますようご協力をお願いいたします。

以 上

令和7年3月12日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 御中
参事官（不動産管理業） 御中
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（協力依頼）

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってからLPガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和3年6月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者へのLPガス料金の情報提供を依頼する通知を発出しました（昨年2月29日には再周知に係る通知を発出）。

その後、昨年4月2日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に係る法令を改正・公布しました。これにより、昨年7月2日、「LPガス料金等の情報提供」に係る規律が施行され、消費者が賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とする仕組みが法定化されたところです（改正法令等については添付資料ご参照ください）。

国土交通省におかれましては、当該液石法令の改正趣旨等について、昨年5月17日付けで、貴省所管の業界関係者に対して周知頂いているところですが、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々にLPガス料金等の情報を提供するにあたっては、不動産関係者の協力が欠かせないことも踏まえ、改めて、貴省所管の関係者に対し、下記内容について周知していただくようお願いいたします。

記

昨年7月2日の改正液石法令施行により、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報が不動産関係者に対してあらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）

以上

(参考 1) 液石法施行規則・抜粋

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 (略)

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

(参考 2) 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(ガイドライン)
(令和 6 年 7 月 2 日改訂・資源エネルギー庁) 抜粋

3. LPガス事業者が留意すべき事項

(2) 賃貸集合住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。

このため、LPガス事業者は、消費者がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、当該不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある（液石法施行規則第16条第15号の2）。

- ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
- ② 不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
- ② 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（液石法施行規則第16条第15号の2）。

なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。

(参考3) LPガス料金表の参考例

LPガス料金表 (例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等：

販売事業者名

連絡先 (電話番号)：

[料金内訳 (月額、消費税込み)]

基本料金： 〇〇〇〇円

従量料金： 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

設備料金： 該当なし

算出方法：

原料費調整制度 現時点の調整額： 〇〇〇円

による調整額： 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
ください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

[上記料金による使用量別料金早見表 (単位：円／月 (消費税込み))]

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上

LPガス料金 を契約前に確認しましょう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。

LPガス料金表	
基本料金	X,XXX 円
従量料金	0~5m ³ XXX 円
"	5.1~10m ³ XXX 円
"	10.1~40m ³ XXX 円
"	40.1m ³ ~ XXX 円
設備料金	X,XXX 円

え？
LPガス料金って
こんなにするの？！

料金が低い ⚠ と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者(消費者)に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者(消費者)が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン

い や や
1 8 8



へご相談ください



事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 29 日

各業界団体の長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の情報提供について（再周知依頼）

賃貸集合住宅において、入居者がＬＰガス業者を選択できず特定のＬＰガス業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後にＬＰガス料金を巡るトラブルが発生していることを受け、賃貸集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるＬＰガス料金の透明化の促進のため、令和３年６月に資源エネルギー庁より、ＬＰガス事業者に対し、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に対してＬＰガス料金について情報提供を行うことが依頼されておりましたが、この度、別添１のとおり、改めて資源エネルギー庁より、ＬＰガス事業者に対し、ＬＰガス料金について情報提供を行うことが依頼されました。

また、令和３年６月に国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してＬＰガス料金について情報提供を行うことを依頼しておりましたが、別添２のとおり、改めて国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してＬＰガス料金について情報提供を行うことを依頼いたしました。

令和３年６月に、国土交通省不動産・建設経済局より、貴団体に対し、別添３のとおり、周知をお願いしておりましたが、ＬＰガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるようにするため、下記の事項に関して、今般、改めて、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

記

ＬＰガスが供給される賃貸集合住宅について、賃貸借の仲介を行う宅地建物取引業者が、入居募集中の賃貸集合住宅の物件に関し、当該賃貸集合住宅を管理する所有者又は不動産管理会社から、当該物件に係るＬＰガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある資料（「ＬＰガス料金表」等）の提供を受けている場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、あらかじめ、情報提供すること。

令和 6 年 2 月 2 9 日

L P ガス販売事業者 各位

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってから L P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和 3 年 6 月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者への L P ガス料金の情報提供を依頼する通知を发出了しました。

しかしながら、通知発出後の実態を調査した結果、L P ガス事業者から賃貸集合住宅の所有者等に L P ガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないと考えられます。

こうした中、令和 5 年 3 月に、当省総合資源エネルギー調査会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、商慣行是正に向けた議論を再開し、L P ガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう、制度見直しの方向性等について検討してまいりました。

その中で、賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供については、消費者が、入居前に L P ガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという観点からも、L P ガス事業者の自主的な取り組みから格上げし、制度上の措置として位置付けることとしています。

L P ガス販売事業者の皆様におかれましては、上記のような制度改正が今後予定されていることも踏まえ、改めて、令和 3 年 6 月にお願いした下記内容について徹底いただくようお願いいたします。

なお、本再周知については、国土交通省を通じて賃貸集合住宅の所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社の団体に対しても行っており、関係者が連携し L P ガス料金の情報提供の取組を推進することで L P ガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅については、当該物件の L P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別

添の「L P ガス料金表」の参考例などにより、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）に、日頃から情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「L P ガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後の L P ガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以 上

別添

L P ガス料金表（例）

（令和〇〇年〇〇月現在）

物件名称

 部屋番号等：

販売事業者名

 連絡先（電話番号）：

[料金内訳（月額、消費税込み）]

基本料金	:	〇〇〇〇円
------	---	-------

従量料金	:	〇〇m ³ まで〇〇〇円、〇〇m ³ ～〇〇m ³ 〇〇〇円、 〇〇m ³ ～〇〇m ³ 〇〇〇円、〇〇m ³ 以上〇〇〇円
------	---	---

設備料金	:	該当なし
------	---	------

算出方法：

原料費調整制度	:	現時点の調整額：〇〇〇円
による調整額	:	現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ ください。（該当がない場合は、「該当なし」と記載。）

[上記料金による使用量別料金早見表（単位：円／月（消費税込み））]

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上

事 務 連 絡
令和6年2月29日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」の再周知について

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和3年6月に資源エネルギー庁からの依頼を受け「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」の周知をお願いしたところですが、この度、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり再度の周知依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、消費者（借主）が入居前にLPガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという消費者（借主）の利益保護を図る観点から、消費者（借主）がLPガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、管理する賃貸集合住宅について、LPガス事業者から、料金等の記載がある資料（「LPガス料金表」等）の情報提供があった場合には、当該物件の媒介を行う宅地建物取引業者や、管理を行う不動産管理会社に対し、当該資料について情報提供を行うよう、引き続き、丁寧な対応をお願いいたします。

なお、賃貸集合住宅の所有者及び不動産管理会社が宅地建物取引業者によらず直接、入居者と賃貸借契約を締結する場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、予め情報提供をするようお願いいたします。

以 上

事 務 連 絡
令和3年6月1日

各業界団体の長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

賃貸型集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（周知依頼）

賃貸型集合住宅において、入居者がLPガス業者を選択できず特定のLPガス業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後にLPガス料金を巡るトラブルが発生していることを受け、今般、賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進のため、別添1のとおり、経済産業省資源エネルギー庁より、LPガス事業者に対し、賃貸型集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に対してLPガス料金について情報提供を行うことが依頼されました。

併せて、別添2のとおり、国土交通省不動産・建設経済局及び住宅局より、賃貸集合住宅を管理している所有者及び不動産管理会社に対し、賃貸型集合住宅の媒介を行う宅地建物取引業者に対してLPガス料金について情報提供を行うことを依頼いたしました。

つきましては、LPガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるようにするため、下記の事項に関して、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

記

LPガスが供給される賃貸型集合住宅について、賃貸借の仲介を行う宅地建物取引業者が、入居募集中の賃貸型集合住宅の物件に関し、当該賃貸集合住宅を管理する所有者又は不動産管理会社から、当該募集物件に係るLPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある資料（「LPガス料金表」等）の提供を受けている場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、あらかじめ、情報提供すること。

事務連絡
令和6年5月17日

業界団体の長あて

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）
国土交通省 住宅局 住宅生産課

L P ガスの商慣行是正に向けた制度見直しの周知について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記について、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおりL P ガスの商慣行是正に向けた制度見直しについて周知依頼がありました。

今般の制度見直しは、賃貸集合住宅等におけるL P ガス料金に関する商慣行を是正するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）を改正し、L P ガス事業者が不動産関係者・建設業者に対し、設備貸与や配管工事、紹介料などの形で過大な利益供与を行うことや、L P ガス料金として、L P ガスとは関係のない費用を入居者に請求することを禁止するなどの措置を講じたものです。今回の制度見直しも踏まえ、L P ガス事業者や不動産関係者・建設業者がこれまでの商慣行を是正していくことが求められております。

つきましては、貴団体におかれましては、消費者（賃貸集合住宅の入居者・戸建て住宅の所有者）の利益保護を図る観点から、別添の液石法施行規則の改正内容とともに、下記の対応を貴団体加盟の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

記

L P ガス事業者が自社の利益誘導のために過大な営業行為をする一方で、L P ガス事業者が不動産関係者・建設業者から利益供与を要求される場合があります、それを断るとL P ガス供給を受注できなくなるため、受け入れざるを得ないといった取引関係があるとの指摘が経済産業省に寄せられております。今後、不動産関係者・建設業者が、L P ガス事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る規律違反に該当する利益供与等を求めることがあった場合、当該行為は、取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえることから、不動産業界・建設業界への信頼を損なわないようにするためにも、今回の液石法施行規則の改正趣旨についてご理解いただき、以下の対応をお願いいたします。

- ①「過大な営業行為の制限」（２０２４年７月２日施行）により、ＬＰガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと、もしくは、ＬＰガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと。また、問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「ＬＰガス商慣行通報フォーム」
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform>
に情報提供すること。
- ②「ＬＰガス料金等の情報提供」（２０２４年７月２日施行）により、本年２月２９日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にＬＰガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、ＬＰガス事業者から、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該ＬＰガス料金表等の情報を適切に提供すること。（なお、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめＬＰガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、ＬＰガス事業者に直接要請を行うことによりＬＰガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）
- ③「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」（２０２５年４月２日施行）により、ＬＰガス事業者は、消費者が負担するＬＰガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのＬＰガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、ＬＰガス事業者からの三部料金制の施行に向けた相談があった場合には対応すること。

以上

令和6年5月17日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 御中
参事官（不動産管理業） 御中
建設業課 御中
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中
住宅生産課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

ＬＰガスの商慣行是正に向けた制度見直しの周知について（依頼）

ＬＰガス業界においては、昭和の時代から消費者トラブルが顕在化しており、これまでも経済産業省とＬＰガス業界が連携しながら対策を講じてきました。しかしながら、未だ解決には至っておらず、賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金が不透明で高いなどの問題が指摘されています。このため、こうした課題の要因たる商慣行そのものを是正すべく、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に係る法令を改正し、これを本年4月2日に公布しました。これにより、本年7月2日に「過大な営業行為の制限」及び「ＬＰガス料金等の情報提供」に係る規律が施行され、来年4月2日に「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示、計上禁止）」に係る規律が施行されます。

制度見直し後は、ＬＰガス事業者が不動産関係者・建設業者に対して行う、エアコン等の設備に係る無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与など、過大な営業行為が禁止となります。また、ＬＰガスの消費者が負担するＬＰガス料金について、当該料金に含まれる設備費用の外出し表示が義務化されるほか、施行後の新規契約については、ＬＰガスとは関係のない費用等をＬＰガス料金として請求することが禁止されます。これらの規律に違反していることが認められた場合は、ＬＰガス事業者に対し、液石法に基づく罰則等が適用されることとなります（詳しくは、別紙をご覧ください）。

当該制度見直しを踏まえ、不動産関係者・建設業者には下記の対応が望まれますので、国土交通省におかれましては、貴省所管の業界関係者に対して、今回の液石法令の改正内容（別紙）とともに、周知していただくようお願いいたします。

また、ＬＰガス事業者が不動産関係者・建設業者から利益供与を要求される場合があり、それを断るとＬＰガス供給を受注できなくなるため、受け入れざるを得ないといった取引関係があるとの指摘が経済産業省に寄せられております。今後、不動産関係者・建設業者が、ＬＰガス事業者に対し、液石法に係る規律違反に該当する利益供与等を求めることがあった場合、当該行為は、取引先に対してコンプライアンス違反を求めるも

のとして問題となりえることから、そのような事態を防止するためにも、国土交通省におかれましては、貴省所管の業界関係者に対して、今回の液石法令の改正趣旨について継続的な周知をお願いいたします。

記

- ① 「過大な営業行為の制限」（２０２４年７月２日施行）により、ＬＰガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと、もしくは、ＬＰガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと。また、問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「ＬＰガス商慣行通報フォーム」
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform>
に情報提供すること。
- ② 「ＬＰガス料金等の情報提供」（２０２４年７月２日施行）により、本年２月２９日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にＬＰガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、ＬＰガス事業者から、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該ＬＰガス料金表等の情報を適切に提供すること。（なお、ＬＰガス料金表等の情報があらかじめＬＰガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、ＬＰガス事業者に直接要請を行うことによりＬＰガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）
- ③ 「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」（２０２５年４月２日施行）により、ＬＰガス事業者は、消費者が負担するＬＰガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのＬＰガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、ＬＰガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること。

以 上

<参考1> L P ガスの商慣行見直しに係る制度見直しの概要

液化石油ガス法「改正省令」の概要（2024年4月2日公布）

過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

L P ガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）
- （注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底（改正省令第16条第15号の7）
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止（改正省令第16条第15号の8）
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）（改正省令第16条第15号の9）

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める（改正省令附則第2条）。その上で、新制度への早期移行を促していく。（改正省令附則第3条）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

【参考】改正法令の実効性確保のための方策

2023年12月1日、
エネ庁HPに通報フォーム
（匿名可）を開設

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
過大な営業行為の制限	● 商慣行見直しに向けた取組宣言（※1） ● 監視・通報体制の整備	● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査 ● 違反の疑いがあった場合は立入検査	● 公開モニタリング（WG、地方懇談会等） ⇒ 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる ✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容 ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況 ✓ 大手事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等） ✓ フォローアップ調査の結果 ✓ 省庁間連携の取組状況など
三部料金制の徹底	● L P ガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知 ● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築（※2）	● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● 通常の立入検査時に実施状況を確認 ● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査（三部料金制の適用割合の公表を検討）	
L P ガス料金等の情報提供		● L P ガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査	
関係省庁・団体等との連携	● 関係省庁（国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等）との連携 ● 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告 ● L P ガス地方懇談会（消費者団体、L P ガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。）を活用した機運の醸成		

※1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各L P ガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化

※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

＜参考２＞関係条文及び解説

１．液石法

（基準適合義務等）

第十六条 （略）

- ２ 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。
- ３ 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

- 第十七条** 経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ２ 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し等）

- 第二十六条** 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一～三 （略）
 - 四 第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。
 - 五～七 （略）

第百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

一の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二～十五 （略）

２．液石法施行規則

（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 （略）

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※L P ガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※過大な営業行為の制限に係る規律①（賃貸物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※過大な営業行為の制限に係る規律②（消費者所有物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

※過大な営業行為の制限に係る規律③（賃貸物件におけるL P ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

※過大な営業行為の制限に係る規律④（消費者所有物件におけるＬＰガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

※三部料金制の徹底に係る規律①（ＬＰガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知する義務（設備費用の外出し表示の徹底））

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

※三部料金制の徹底に係る規律②（ＬＰガス消費とは関係のない設備費用のＬＰガス料金への計上禁止）

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

※三部料金制の徹底に係る規律③（賃貸物件のＬＰガス料金においては、ＬＰガス消費に係る設備費用についても計上禁止）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

※過大な営業行為の制限及びＬＰガス料金等の情報提供に係る規律の施行期日：

公布の日から３ヶ月を経過した日（令和６年（２０２４）年７月２日）

※三部料金制の徹底に係る規律の施行期日：

公布の日から１年を経過した日（令和７（２０２５）年４月２日）

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、こ

の省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

※三部料金制の徹底に係る規律の施行期日前に締結されたL P ガス販売契約（既存契約）に係る料金については、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示のみ求める。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※契約更新により新制度に対応したL P ガス料金に早期移行する努力義務。